

滋賀県低炭素社会づくり推進計画(改定案)の概要

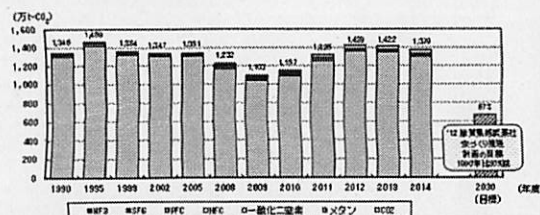
環境・農水常任委員会資料 7-2
平成29年(2017年)3月9日(木)
琵琶湖環境部温暖化対策課

第1章 基本的な事項

- 第1. 改定の背景
- 第2. 計画の位置づけ
- 第3. 計画期間 2011年度～2030年度
(5年おきに見直し)
- 第4. 対象とする温室効果ガス

第2章 地球温暖化対策の現状および取組等

- 第1. 世界や国の動向
- 第2. 県域の動向



第3章 基本的な方針と目標

第1. 目指すべき将来像

今世紀後半に温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が達成された社会(脱炭素社会)を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む。

第2. 低炭素社会づくりの基本的な方針

～低炭素社会づくりに向けた4つの「基本方針」～

〈基本方針1〉 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進します。

〈基本方針3〉 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として推進します。

〈基本方針2〉 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進します。

〈基本方針4〉 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進します。

第3. 計画の目標(県内の温室効果ガス削減目標)

国の地球温暖化対策計画で示された対策・施策のほか、県の産業構造や地域特性・独自の取組等を考慮した削減効果を算出した上で、「しがエネルギービジョン」で示す「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定した電源構成に基づき、以下のとおり設定。(なお、国全体の電源構成については不確定要素が大きいので、国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値も付記。)

排出削減・吸収量の確保により、
2030年度において、2013年度比 **23% (29%※)** 減の水準を目指す

※() 書きは国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値

第4章 緩和策の取組

第1. 取組の体系

- 「部門別削減対策」
- 「その他の温室効果ガス削減対策」
- 「部門横断的削減対策」
- 「温室効果ガス吸収源対策」

第2. 部門別削減対策

- ①産業部門 ②業務部門 ③家庭部門 ④運輸部門
- ※それぞれに重点取組と対策数値指標を設定

第3. その他の温室効果ガス削減対策

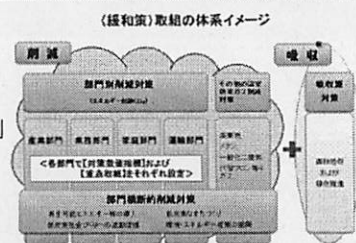
- ①廃棄物 ②メタン ③一酸化二窒素 ④代替フロン類等

第4. 部門横断的削減対策

- ①再生可能エネルギーの導入 ②低炭素なまちづくり
- ③低炭素社会づくりへの活動促進 ④環境・エネルギー産業の振興

第5. 温室効果ガス吸収源対策

- ①森林吸収 ②緑化推進 ③土壌への炭素貯留



第5章 適応策の取組

第1. 適応策の意義・必要性

- ①適応策とは ②気候変動の影響リスクの考え方

第2. 気候変動の将来予測情報

- ①気温 ②降水量

第3. 本県における気候変動の影響

- ①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
- ③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
- ⑥産業・経済活動 ⑦県民生活・都市生活

第4. 本県で実施する適応策の取組

- ①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
- ③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
- ⑥県民生活・都市生活

第5. 適応策の推進

- ①県の推進体制 ②市町との連携
- ③県民、事業者、その他関係団体等との情報共有

第6章 県の事務事業における取組

第1. 取組の経緯と排出等の状況

第2. 取組の基本的事項

第3. 温室効果ガスの削減目標

第4. 県機関における率先実施の取組

第5. 取組の進行管理

第7章 計画の進行管理

第1. 推進体制

第2. 進行管理・公表

第3. 計画の共同策定の検討